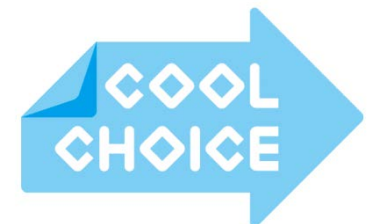


**平成31年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(脱炭素イノベーションによる地域循環共生圏構築事業のうち、
地域再エネ等の活用による持続可能な自立・分散型地域
エネルギーシステムや脱炭素型地域交通モデルの構築支援事業)
公募要領概要**

令和元年7月
(公募説明会資料)
2019/7/22
ver.1.3

一般社団法人 低炭素社会創出促進協会



本資料について

本資料は「平成31年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（脱炭素イノベーションによる地域循環共生圏構築事業のうち、地域再エネ等の活用による持続可能な自立・分散型地域エネルギーシステムや脱炭素型地域交通モデルの構築支援事業）公募要領」をベースに、本補助金の申請にあたってのポイントをまとめた資料になります。

本補助金の詳細な事業内容、対象事業、応募方法及びその他の留意事項は公募要領に記載しておりますので、応募申請される方は、公募要領をご熟読くださいますようお願いいたします。

本日の内容（目次）

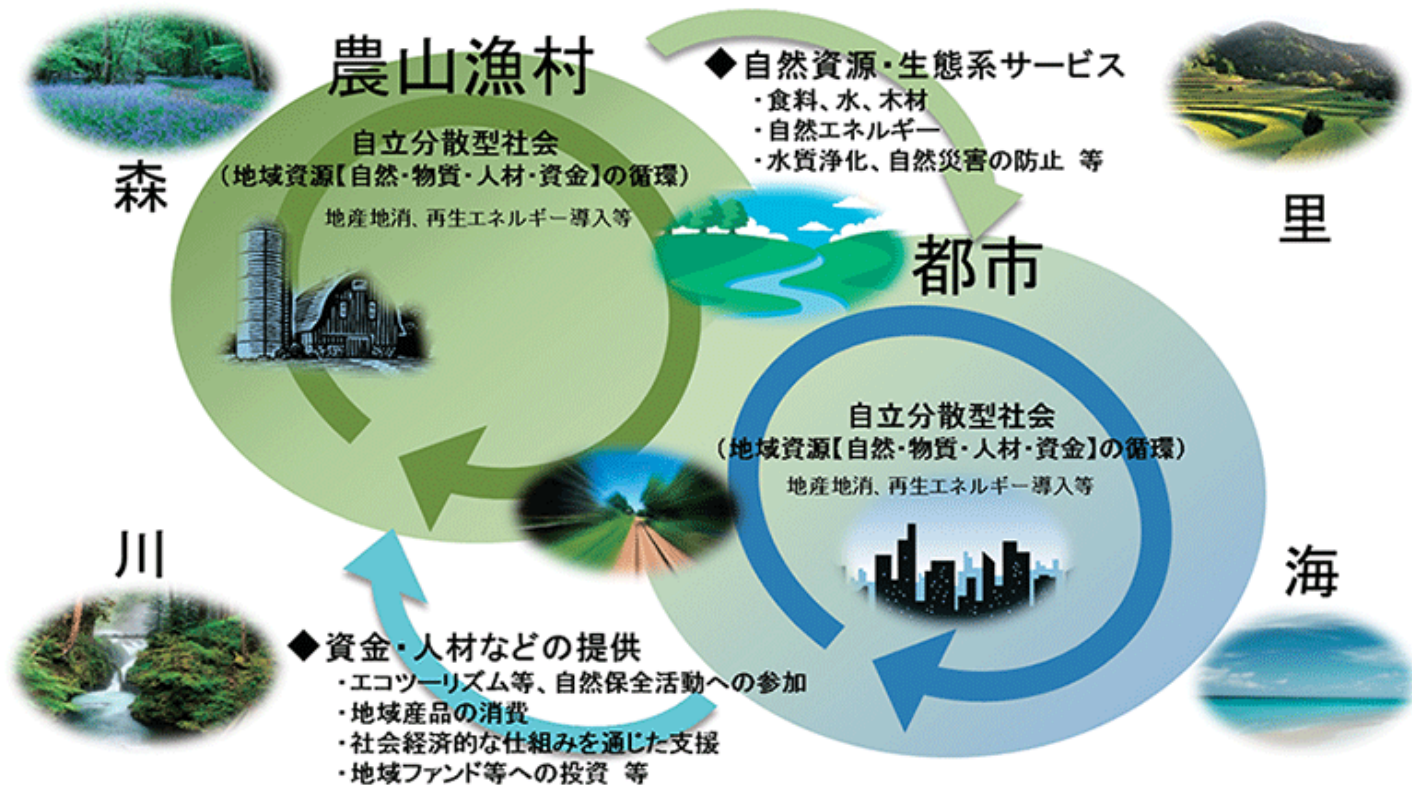
- I. 事業の目的と性格
- II. 補助対象となる事業
- III. 補助対象事業の選定方法等
- IV. 応募に当たっての留意事項
- V. 応募申請方法等

- I. 事業の目的と性格
- II. 補助対象となる事業
- III. 補助対象事業の選定方法等
- IV. 応募に当たっての留意事項
- V. 応募申請方法等

地域循環共生圏について

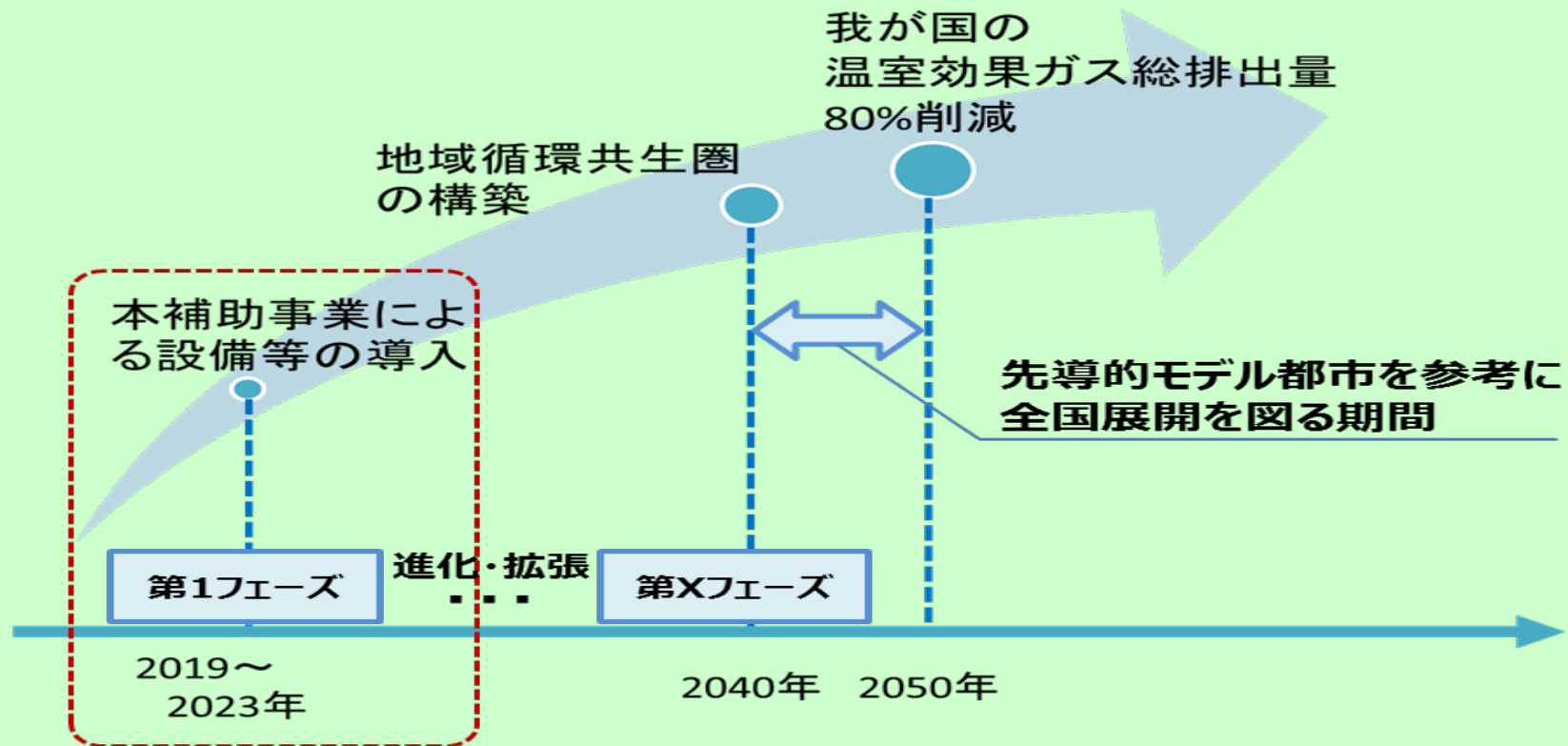
環境省では第五次環境基本計画において、SDGsやパリ協定といった脱炭素化の潮流と地域が抱える課題に対する環境・経済・社会の統合的向上に向け、各地域がその特性に応じ、地域資源を活かし、自立・分散型の社会を形成しつつ、近隣地域と連携することで「地域循環共生圏」を構築することを掲げています。

地域循環共生圏の概念図



本事業の目的と性格

本事業は、2050年温室効果ガス総排出量80%削減の長期目標を達成させるため、2040年頃をめどに温室効果ガス総排出量80%削減を達成した先導的モデル(地域循環共生圏)の構築を目指すものであり、地域の自立・分散型地域エネルギーシステム及び脱炭素型交通をテーマに、技術、制度のイノベーションを適宜取り入れ、また民間の資金を活用しながら継続的なモデル構築を実施していく中長期的事業です。



- I. 事業の目的と性格
- II. 補助対象となる事業**
- III. 補助対象事業の選定方法等
- IV. 応募に当たっての留意事項
- V. 応募申請方法等

対象事業の基本的要件

申請にあたっては、以下のすべての事項に適合することが必要。

- ①補助事業を行うための実績・能力・実施体制を有する事業であること。
- ②申請内容に事業内容、事業効果、経費内訳、資金計画等が明確な根拠に基づき示されている事業であること。
- ③(申請者は) 別紙 1 に示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。
- ④本事業の補助により導入する設備等について、国からの他の補助金（負担金、利子補給金並びに適正化法第 2 条第 4 項第 1 号に規定する給付金及び同項第 2 号に掲げる資金を含む。）を受けていない事業であること。
（固定価格買取制度による売電を行わないものであることを含む。）

補助対象となる事業

1. 自立・分散型地域エネルギーシステム構築事業

(略称：自立・分散エネ)

- ① 計画策定事業
- ② 設備等導入事業

2. 配電網の地中化による再エネの推進と防災能力の向上支援事業

(略称：配電網の地中化)

- ① 計画策定事業
- ② 設備等導入事業

3. 脱炭素型地域交通モデル構築事業

(略称：脱炭素交通)

- ① 計画策定事業
- ② 設備等導入事業

A 電気自動車等を活用する事業

B グリーンスローモビリティを活用する事業

1. 自立・分散型地域エネルギーシステム 構築事業

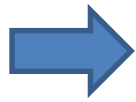
自立・分散型地域エネルギーシステム構築事業

自立・分散型地域エネルギーシステムとは、地域資源である再生可能エネルギーの地産地消を系統へ逆潮流しないグリッドを構築することで実現し、自立的で持続可能な災害に強い地域分散型のエネルギーシステムであり、当該グリッド内の供給量不足分のエネルギーについては、バックアップを兼ねて、系統電力から効率的に調達するシステムである。



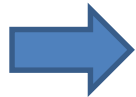
支援メニュー

① 計画策定事業



① 自立・分散型地域エネルギーシステム構築に係る事業実施計画の策定を行う事業

② 設備等導入事業



② 自立・分散型地域エネルギーシステムを構築する事業

対象事業及び要件

① 計画策定事業

「② 設備等導入事業」を実施するための**自立・分散型地域エネルギーシステム構築に係る事業実施計画の策定を行う事業。**

なお、本計画の策定後2年以内に、本計画で策定した自立・分散型地域エネルギーシステムに係る設備等導入を行うことが必要。

実施されなかった場合は原則として補助金を返還。

対象事業及び要件

以下の要件について、すべて満足する内容が記載がされていること。

- (a) 「I. 事業の目的と性格」にあるように、2040年をめどに温室効果ガス総排出量80%削減を達成する先導的モデル都市（地域循環共生圏）構築を目指す事業であることを踏まえた、2050年に我が国の温室効果ガス総排出量を80%削減する取組として期待できる二酸化炭素排出量削減効果を有する内容。
また、中間地点である2030年に我が国の温室効果ガス総排出量を26%削減する取組として期待できる二酸化炭素排出量削減効果を有する内容。
- (b) 地球温暖化に加えて、他の地域課題の解決という目的を踏まえた内容と課題解決へのアプローチ。
- (c) 自立・分散、循環・共生の視点から相互連携する地域、活用できる地域資源の持続的な確保。

対象事業及び要件

- (d) SDGsのゴールとターゲットの達成に向けてトレードオフの関係とならないものであること。
- (e) 自立・分散型地域エネルギーシステムは**特定送配電事業**もしくは**特定供給**を行うものであること。
- (f) 本計画が記載または位置づけられる、地方公共団体の施策と内容。
- (g) 地域の民間資金の活用と、持続的な経営や活動を確保できる資金的根拠等。

※ 系統への逆潮流や自己託送を含む系統に関する事業を計画している場合は、本事業の経済産業省窓口である資源エネルギー庁新エネルギーシステム課及び環境省窓口である環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室の連絡先に公募への申請前に連絡を入れることが必要。

対象事業及び要件

② 設備等導入事業

「① 計画策定事業」で策定した事業実施計画、もしくは事業実施計画と同等と環境省が認めた計画等に基づき、**自立・分散型地域エネルギーシステムを構築**する事業。
また、本事業を契機とした先導的モデル（地域循環共生圏）構築についての計画等を有する、または本事業開始後二年以内に策定する事業。

対象事業及び要件

以下の要件について、すべて満足する内容が記載がされていること。

- (a) 定量的なエネルギー起源二酸化炭素排出量削減効果と明確な算出根拠。
- (b) 地域資源を活用し、「自立・分散」と「循環・共生」の観点からのエネルギー需給バランスの算出、並びにその「強み」を活かした他の地域との具体的な連携の内容。
- (c) 設備導入時及び導入後における、民間資金の導入、並びに持続的な運営体制と維持管理等。
- (d) 採用する設備に関する事業のエネルギー起源二酸化炭素の削減効果等からの先進性と優れた費用対効果。
- (e) 施工・稼働等が、SDGsのゴールとターゲットの達成に向けてトレードオフの関係でないこと。

対象事業及び要件

- (f) 自立・分散型地域エネルギーシステムは特定送配電事業もしくは特定供給を行うものであること。
- (g) 地方公共団体の施策や計画に基づく事業であること。

※ 系統への逆潮流や自己託送を含む系統に関する事業を計画している場合は、本事業の経済産業省窓口である資源エネルギー庁新エネルギーシステム課及び環境省窓口である環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室の連絡先に公募への申請前に連絡を入れることが必要。

補助事業の応募者

以下の①から③のいずれかの法人・団体。

- ①地方公共団体
- ②民間企業（上記①と共同申請する事業者に限る。導入する設備等をファイナンスリースにより提供する契約を行う民間企業を含む。）
- ③その他環境大臣の承認を経て協会が認める者

代表事業者

共同実施においては、事業者の1者が代表事業者となり、補助事業の全部又は一部を自ら行い、かつ補助事業により全部または一部財産を取得することが必要。

共同事業者

代表事業者以外の事業者

（詳細は、公募要領（p.8（ウ））参照）

補助金の交付額

補助対象経費の次の割合を補助。

① 計画策定事業

定額（上限は 1,000万円）

② 設備等導入事業

補助率 3分の2

ただし、再生可能エネルギー変動調整機能区分設備のうち、ガスコージェネレーションシステムについては補助率は、3分の1

補助事業期間

① 計画策定事業

単年度

② 設備等導入事業

原則 3 年度以内

(ただし、応募申請時に年度ごとの事業経費を明確に区分した経費内訳書及び実施計画書が提出されることを前提とする。この場合、補助金の交付申請等は、年度ごとに行う必要がある。)

平成31年度の補助事業の実施期間は
交付決定日から令和2（2020）年2月29日（土）まで

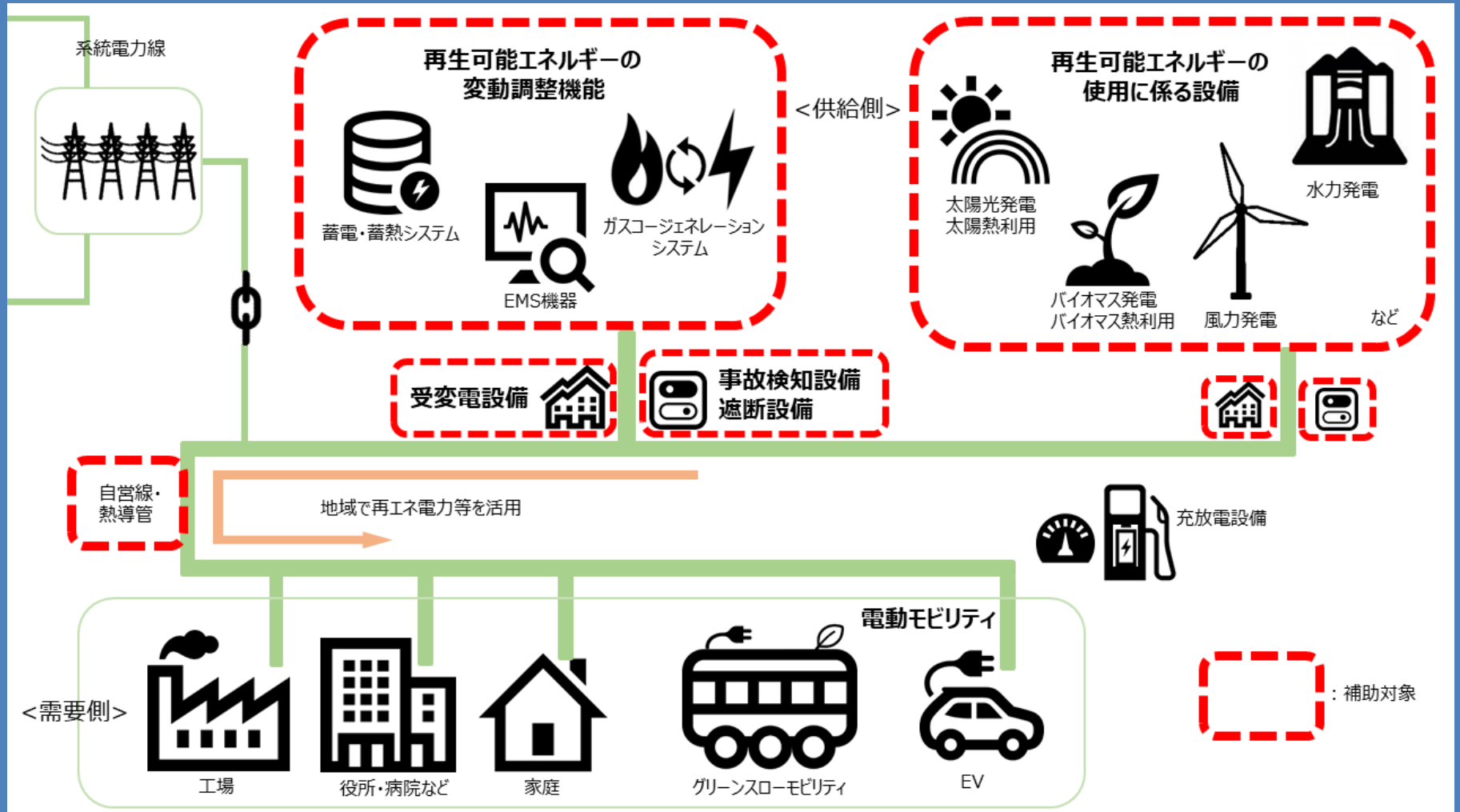
補助対象設備

①公募要領(p.9~11の表参照) に示す以下の設備。

- ・再生可能エネルギーの使用に係る設備
- ・需要家側での再生可能エネルギー等の使用に際して必要となる設備
- ・自営線
- ・熱導管
- ・受変電設備
- ・再生可能エネルギーの変動調整機能設備
(蓄電システム、蓄熱システム、EMS機器、ガスコージェネレーションシステム)

②上記の設備は、自立・分散型地域エネルギーシステムの構築に必要なかつ当該事業にのみ利用する設備で実用段階にあるものに限る。

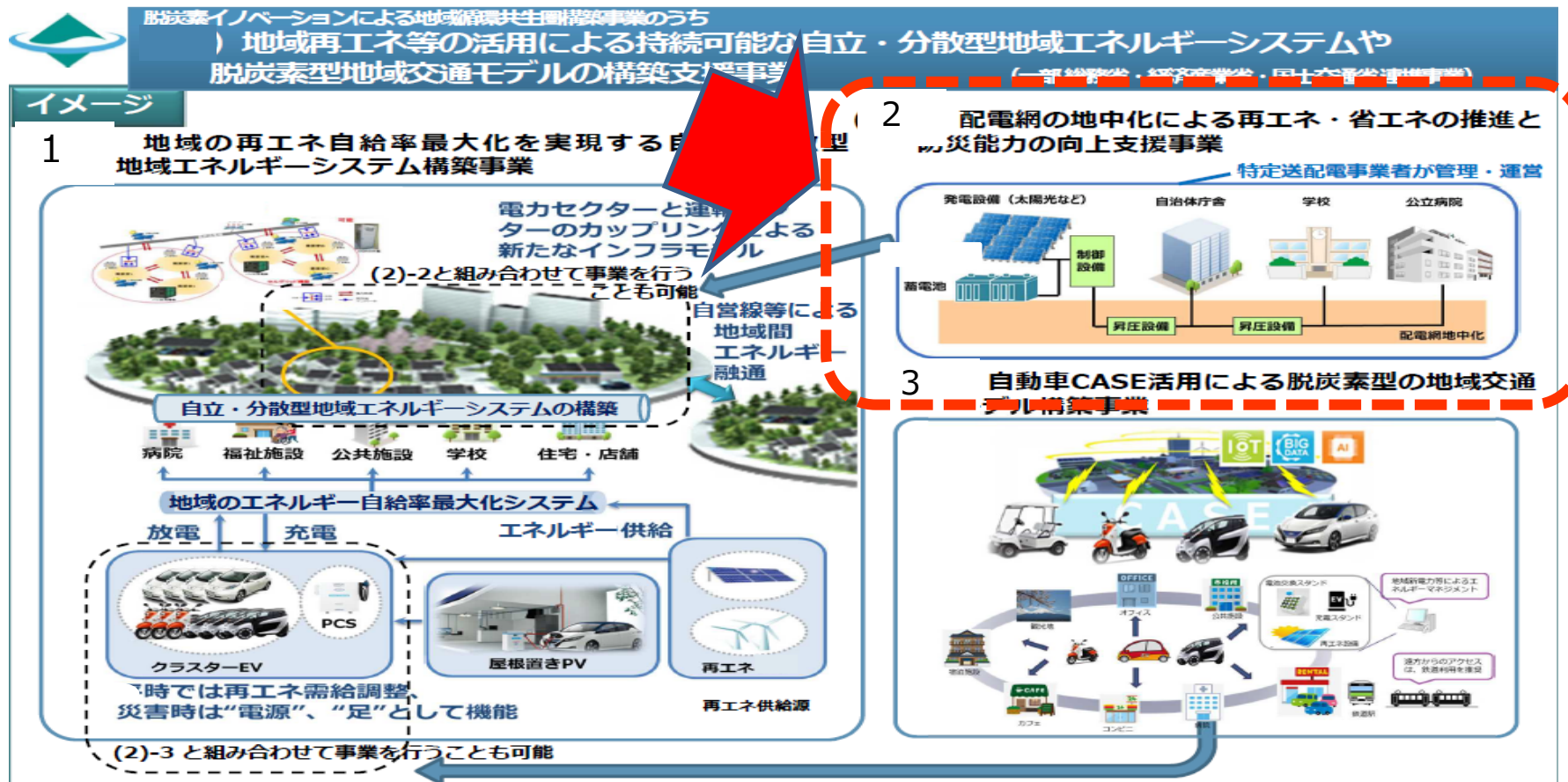
(参考) 補助対象設備の範囲のイメージ



2. 配電網の地中化による再エネの推進と 防災能力の向上支援事業

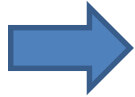
配電網の地中化による再エネの推進と防災能力の向上支援事業

特定送配電事業において、配電網に導入する新規の自営線を地中化することにより、再エネの推進及びエネルギー起源二酸化炭素の排出削減と防災能力の向上を支援する事業。



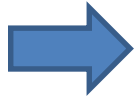
支援メニュー

① 計画策定事業



① **自営線を地中化し、再エネの推進及びエネルギー起源二酸化炭素の排出の削減と防災能力の向上に資する事業の事業実施計画の策定を行う事業**

② 設備等導入事業



② **自営線を地中化し、再エネの推進及びエネルギー起源二酸化炭素の排出の削減と防災能力の向上に資する事業**

※ **本事業では一般送配電事業者が所有する配電網以外（自営線）を対象とします。**

対象事業及び要件

① 計画策定事業

「② 設備等導入事業」を実施するため、**自営線を地中化し、再エネの推進及びエネルギー起源二酸化炭素の排出の削減と防災能力の向上に資する事業の事業実施計画の策定**を行う事業。

なお、本計画の策定後2年以内に、設備等導入を実施することが必要。実施されなかった場合は原則として補助金を返還。

対象事業及び要件

以下の要件について、すべて満足する内容が記載がされていること。

- (a) 「I. 事業の目的と性格」にあるように、2040年をめどに温室効果ガス総排出量80%削減を達成する先導的モデル都市（地域循環共生圏）構築を目指す事業であることを踏まえた、2050年に我が国の温室効果ガス総排出量を80%削減する取組として期待できる二酸化炭素排出量削減効果を有する内容。
- また、中間地点である2030年に我が国の温室効果ガス総排出量を26%削減する取組として期待できる二酸化炭素排出量削減効果を有する内容。

対象事業及び要件

- (b) 地球温暖化に加えて、他の地域課題の解決という目的を踏まえた内容と課題解決へのアプローチ。
- (c) SDGsのゴールとターゲットの達成に向けてトレードオフの関係とならないものであること。
- (d) 実施区域において新規に自営線を整備する計画であること。
- (e) 特定送配電事業者が行う事業の計画であること。
- (f) 本計画が記載または位置づけられる、地方公共団体の施策と内容。
- (g) 地域の民間資金の活用内容と、持続的な経営や活動を確保できる資金的根拠等。

対象事業及び要件

② 設備等導入事業

「① 計画策定事業」で策定した事業実施計画、もしくは事業実施計画と同等と環境省が認めた計画等に基づき、**自営線を地中化**し、再エネの推進及びエネルギー起源二酸化炭素の排出の削減と防災能力の向上に資する事業。

対象事業及び要件

以下の要件について、すべて満足する内容が記載がされていること。

- (a) 定量的なエネルギー起源二酸化炭素排出量削減効果と、
明確な算出根拠。
- (b) 設備導入時及び導入後における、民間資金の導入、並びに
持続的な運営体制と維持管理等。
- (c) 採用する設備に関するエネルギー起源二酸化炭素の削減効果等
からの先進性と優れた費用対効果。
- (d) 施工・稼働等が、SDGsのゴールとターゲットの達成に向けて
トレードオフの関係でないこと。
- (e) 実施区域において新規に自営線を整備する事業であること。
- (f) 特定送配電事業者が行う事業であること。

補助事業の応募者

以下のいずれかの法人・団体。

- ①配電網を所有し、特定送配電事業者として配電網を管理・運営する地方公共団体または民間企業・団体
- ②その他環境大臣の承認を経て協会が認める者

代表事業者

共同実施においては、事業者の1者が代表事業者となり、補助事業の全部又は一部を自ら行い、かつ補助事業により全部または一部財産を取得することが必要。

共同事業者

代表事業者以外の事業者

(詳細は、公募要領 (p.16 (ウ)) 参照)

補助金の交付額

補助対象経費の次の割合を補助。

① 計画策定事業

定額（上限は 1, 0 0 0 万円）

② 設備等導入事業

補助率 3分の2

補助事業期間

① 計画策定事業

単年度

② 設備等導入事業

原則 3 年度以内

(ただし、応募申請時に年度ごとの事業経費を明確に区分した経費内訳書及び実施計画書が提出されることを前提とする。この場合、補助金の交付申請等は、年度ごとに行う必要がある。)

平成31年度の補助事業の実施期間は、

交付決定日から令和2（2020）年2月29日（土）まで

補助対象設備

①公募要領(p.17の表参照)に示す設備。

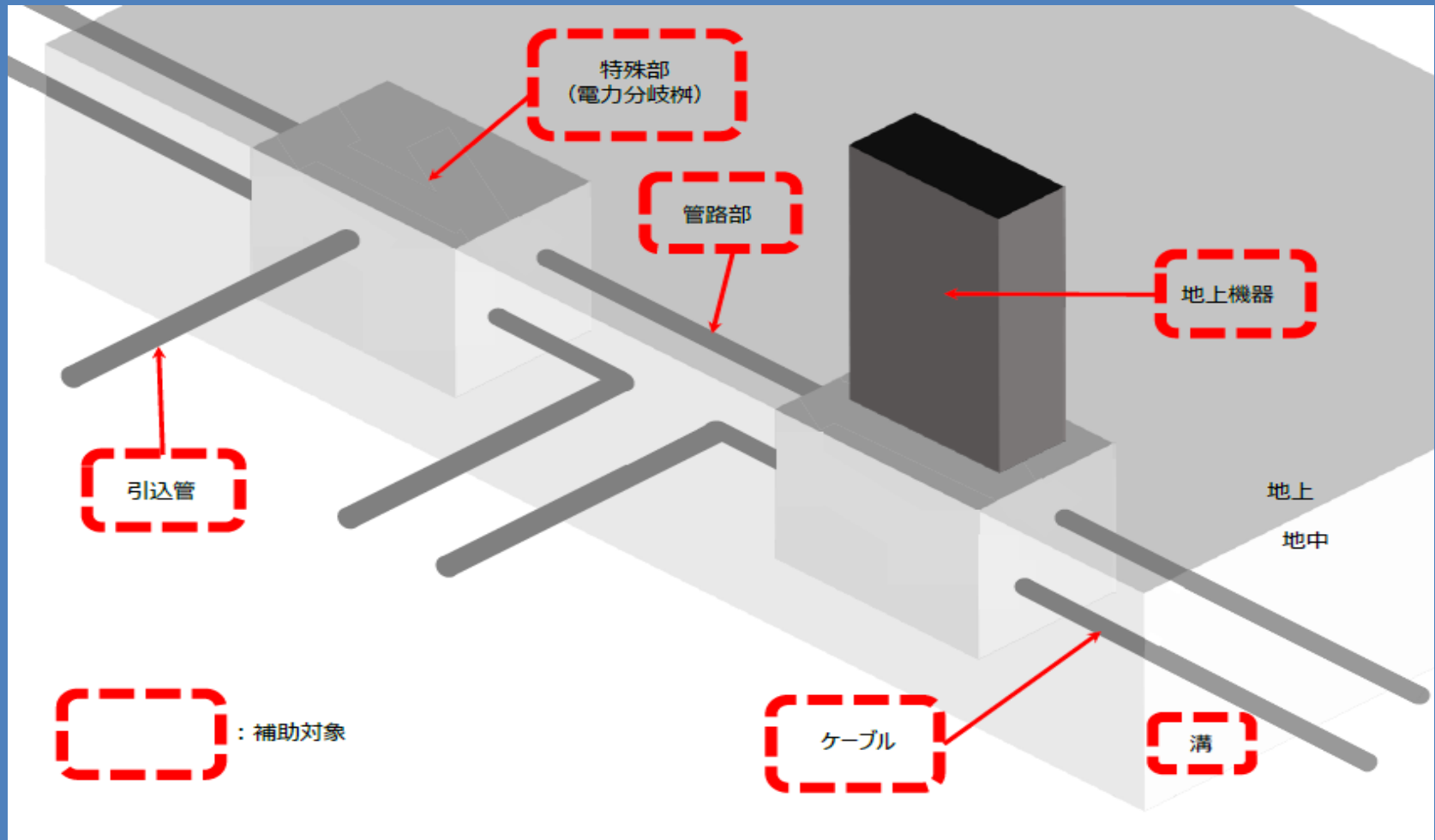
- ・ 自営線（地中化）※
- ・ 事故検知設備
- ・ 遮断設備等

※電力ケーブル専有のもののみ対象。

②上記設備は、特定送配電事業を行うために必要かつ当該事業にのみ利用する設備で実用段階にあるものに限る。

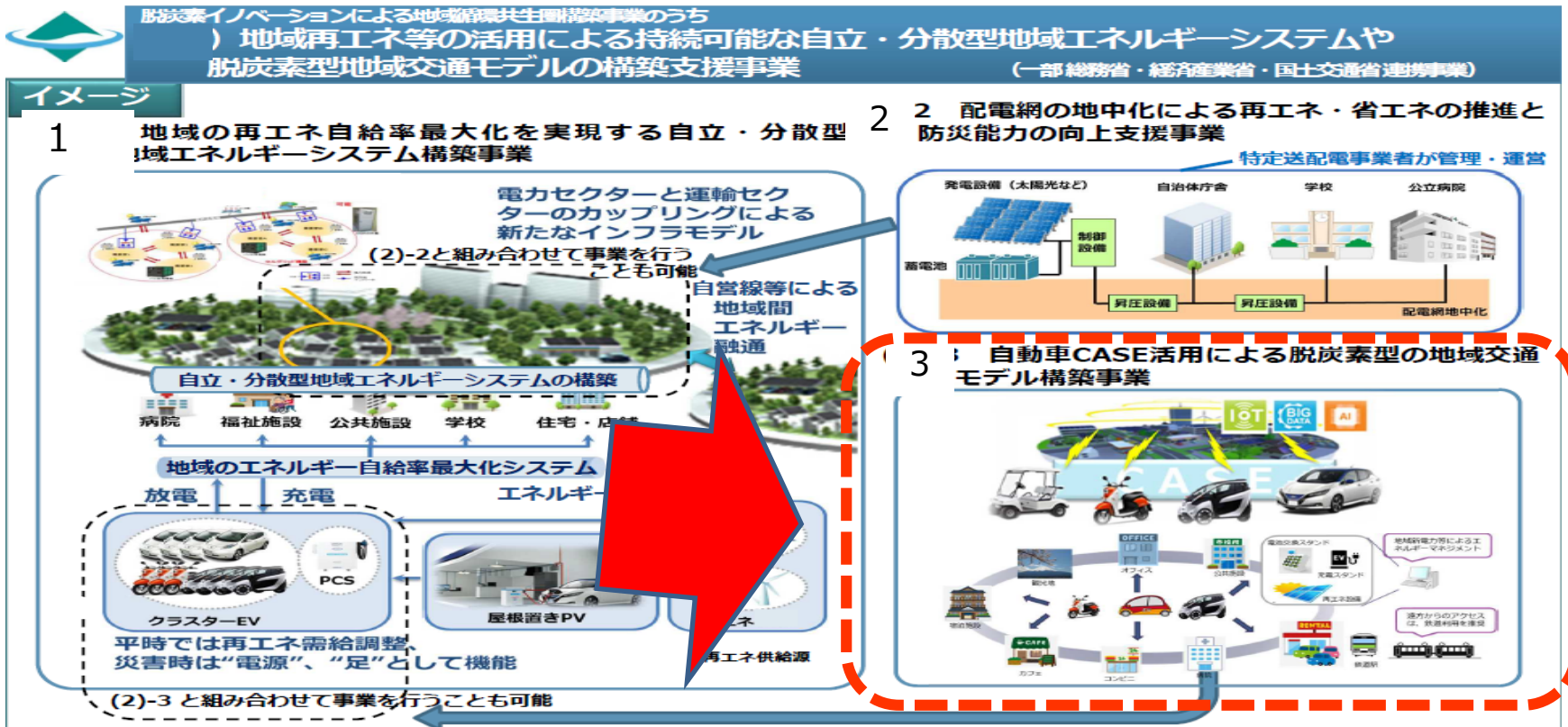
(参考) 補助対象設備の範囲のイメージ

自営線(地中化) イメージと補助対象設備



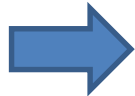
3. 脱炭素型地域交通モデル構築事業

地域循環共生圏の一要素として、対象地域において、将来的な事業化を前提とした電動モビリティ（電気自動車、超小型モビリティ、グリーンスローモビリティ）と必要なシステム及び設備を導入することにより、地域交通の脱炭素型地域交通モデルの構築を支援する事業。



支援メニュー

① 計画策定事業



① 「電気自動車等を活用する事業」を実施するための**脱炭素型地域交通モデル構築**に係る**事業実施計画の策定**を行う事業

② 設備等導入事業



② A 電気自動車等を活用する事業：
電気自動車等（電気自動車、超小型モビリティ）の活用により脱炭素型地域交通モデルを構築する事業

② B **グリーンスローモビリティ**を活用する事業：
地域交通の脱炭素化を実現するための
グリーンスローモビリティを導入する事業

対象事業及び要件

① 計画策定事業

「② 設備等導入事業」のうち「**A 電気自動車等を活用する事業**」を実施するための**脱炭素型地域交通モデル構築に係る事業実施計画**（以下「本計画」という。）の**策定**を行う事業。

なお、本計画の策定後2年以内に、設備等導入を実施することが必要。実施されなかった場合は原則として補助金を返還。

対象事業及び要件

以下の要件について、すべて満足する内容が記載がされていること。

- (a) 「I. 事業の目的と性格」にあるように、2040年をめどに温室効果ガス総排出量80%削減を達成する先導的モデル都市（地域循環共生圏）構築を目指す事業であることを踏まえた、2050年に我が国の温室効果ガス総排出量を80%削減する取組として期待できる二酸化炭素排出量削減効果を有する内容。
また、中間地点である2030年に我が国の温室効果ガス総排出量を26%削減する取組として期待できる二酸化炭素排出量削減効果を有する内容。
- (b) 地球温暖化に加えて、他の地域課題の解決という目的を踏まえた内容と課題解決へのアプローチ。

対象事業及び要件

- (c) 相互連携する地域と、活用できる地域資源の活用の持続的な確保。
- (d) SDGsのゴールとターゲットの達成に向けてトレードオフの関係とならないものであること。
- (e) 本計画が記載または位置づけられる、地方公共団体の施策と内容。
- (f) 地域の民間資金の活用と、持続的な経営や活動を確保できる資金的根拠等。

対象事業及び要件

②設備等導入事業

A 電気自動車等を活用する事業

「①計画策定事業」で策定した事業実施計画、もしくは事業実施計画と同等と環境省が認めた計画等*に基づき、**電気自動車等（電気自動車、超小型モビリティ）の活用**により**脱炭素型地域交通モデルを構築**する事業。
また、本事業を契機とした先導的モデル（地域循環共生圏）構築についての計画等を有する、または本事業開始後二年以内に策定する事業。

対象事業及び要件

以下の要件について、すべて満足する内容が記載がされていること。

- (a) 定量的なエネルギー起源二酸化炭素排出量削減効果と、明確な算出根拠。
- (b) 地域資源を活用し、「自立・分散」と「循環・共生」の観点からのエネルギー需給バランスの算出、並びにその「強み」を活かした他の地域との連携の内容。
- (c) 設備導入時及び導入後における、民間資金の導入、並びに業の持続的な運営体制と維持管理等。
- (d) 採用する設備に関するエネルギー起源二酸化炭素の削減効果等からの先進性と優れた費用対効果。
- (e) 施工・稼働等が、SDGsのゴールとターゲットの達成に向けてトレードオフの関係でないこと。
- (f) 地方公共団体等の施策や計画に基づく事業であること。

B グリーンスローモビリティを活用する事業

地域交通の脱炭素化を実現するための**グリーンスローモビリティ**を導入する事業

以下の要件について、すべて満足する内容が記載されていること。

- (a) 定量的なエネルギー起源二酸化炭素排出量削減効果と明確な算出根拠。
- (b) 地域交通の脱炭素化のみならず、地域交通の維持・確保、高齢化、観光振興等の、他の地域課題を解決という目的を踏まえた内容と課題解決へのアプローチ。
- (c) 走行経路に公道が含まれること。
- (d) 設備導入時及び導入後における、持続的な運営体制と維持管理等。

対象事業及び要件

- (e) SDGsのゴールとターゲットの達成に向けてトレードオフの関係でないこと。
- (f) グリーンスローモビリティの運行・運用に関し、当該区域での公道の走行、乗降場所等について、所管の警察署・地方運輸局（神戸運輸監理部及び沖縄総合事務局を含む）・道路管理者へ情報を提供し、意見・助言を受けている、またはその見込みがあること。
- ※遅くとも交付決定までには上記関係者の調整を終えていることが必要。
- (g) グリーンスローモビリティの運行における危機管理体制（事故の際の早急な対応や情報収集等の体制）が整えられていること。
- (h) 地方公共団体等の施策や計画に基づく事業であること。

対象事業及び要件

グリーンスローモビリティ

電動で、時速20km未満で公道を走る4人乗り以上のパブリックモビリティ。

このうち、補助事業の対象となるものは、協会が要件を満たしたものとして登録・公開しています。

現在の登録車両は右の写真のもので、詳細は以下のURLから参照できます。



グリーンスローモビリティ
登録車両

http://lcspa.jp/h31tanso_2/h31tanso_2-gs1/h31tanso_2-gs1-adopt

補助事業の応募者

以下の①から⑥のいずれかの法人・団体。

- ①民間企業（導入する設備等をファイナンスリースにより提供する契約を行う民間企業を含む。）
- ②地方公共団体
- ③一般社団法人・一般財団法人
- ④特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する者）
- ⑤地方自治法第260条の2第7項に規定する認可地縁団体、農業協同組合、消費生活協同組合、医療法人、社会福祉法人、商工会議所、商工会
（道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第48条第二号から第八号に掲げる者）
- ⑥その他環境大臣の承認を経て協会が認める者

代表事業者と共同事業者

代表事業者

共同実施においては、事業者の1者が代表事業者となり、補助事業の全部又は一部を自ら行い、かつ補助事業により全部または一部財産を取得することが必要。

共同事業者

代表事業者以外の事業者

(詳細は、公募要領 (p.20~21 (ウ)) 参照)

※電気自動車又は超小型モビリティを補助対象とする事業の場合は、ファイナンスリース事業者自身がこれを購入したものでなく他の事業者から賃借したものをすることを条件とする。

補助金の交付額

補助対象経費の次の割合を補助。

① 計画策定事業

定額（上限は 1, 0 0 0 万円）

② 設備等導入事業

補助率 2分の1

II. 補助対象となる事業

補助事業期間

① 計画策定事業

単年度

② 設備等導入事業

原則3年度以内

(ただし、応募申請時に年度ごとの事業経費を明確に区分した経費内訳書及び実施計画書が提出されることを前提とする。この場合、補助金の交付申請等は、年度ごとに行う必要がある。)

平成31年度の補助事業の実施期間は、

交付決定日から令和2（2020）年2月29日（土）まで

補助対象設備

①公募要領(p.22表参照) に示す設備。

・ 電動モビリティ

電気自動車*²、超小型電動モビリティ*²、グリーンスローモビリティ*³

*² 本体はリース（賃借料計上）のものに限る。

*³ 補助対象となるグリーンスローモビリティは、

当協会が登録・公開している車両から選定ください。

http://lcspa.jp/h31tanso_2/h31tanso_2-gs1/h31tanso_2-gs1-adopt

・ 電動モビリティに対する**充放電設備**

・ **脱炭素型地域交通モデル構築に必要なシステム・設備*¹**

*¹ 環境省地球環境局長が認めたものに限る。

②上記の設備は、脱炭素型地域交通モデル構築に必要なかつ当該事業にのみ利用する設備で実用段階にあるものに限る。

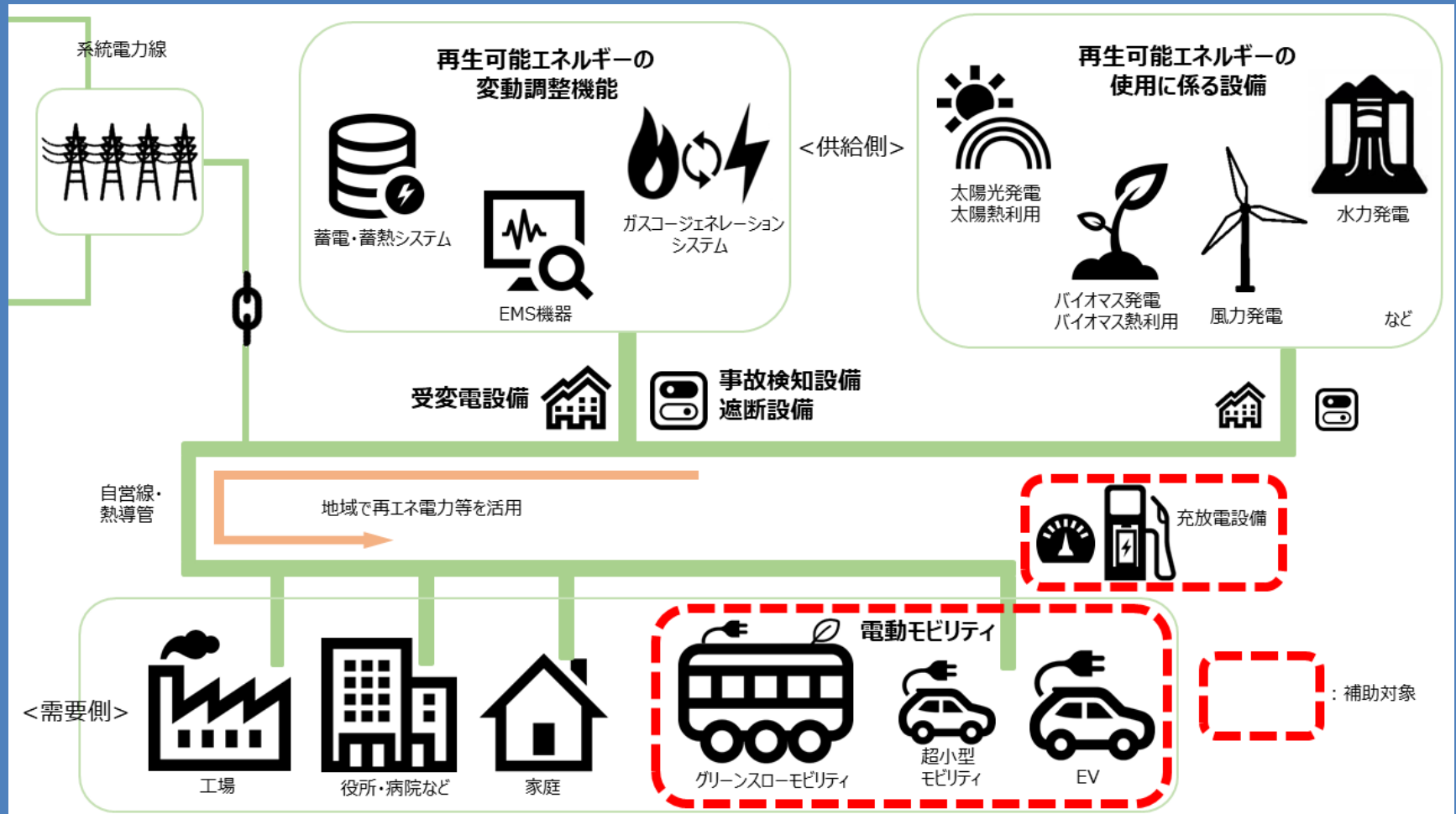
補助対象設備

補助対象設備に応じた応募申請事業は次のとおり。

※補助対象設備がAのみ、A + Cの組合せ又はA + B + Cの組合せの場合、**A「電気自動車等を活用する事業」**に応募申請。

※補助対象設備がBのみ又はB + Cの組合せの場合、**B「グリーンスローモビリティを活用する事業」**に応募申請。

区分	補助対象設備
電動モビリティ	A. 電気自動車、超小型モビリティ
	B. グリーンスローモビリティ
脱炭素型地域交通モデル構築に必要なシステム・設備	C.



補助対象経費

① 計画策定事業

事業を行うために必要な人件費及び業務費並びにその他必要な経費で協会が認めた経費（公募要領 p.36~37, 別表第1）。

設備等導入を前提とした計画策定を行う事業を補助対象とする。事業化可能性調査は補助対象外とする。

② 設備等導入事業

事業を行うために必要な工事費、設備費、業務費及び事務費並びにその他必要な経費で協会が承認した経費（公募要領p.38~40, 別表第2）。

工事費のうち設計費は、システム設計費、実施設計に要する経費を補助対象とし事前調査費、基本設計費は補助対象外とする。

補助対象外となる経費

〈補助対象外経費の例〉

- ・ 不動産
- ・ 土地の取得及び賃借料
- ・ 建屋
- ・ 中古設備の導入
- ・ 予備品
- ・ 撤去費
- ・ 廃棄物処理費
- ・ 本補助金への応募・申請手続きに係る経費

- I. 事業の目的と性格
- II. 補助対象となる事業
- III. 補助対象事業の選定方法等**
- IV. 応募に当たっての留意事項
- V. 応募申請方法等

選定方法と審査

一般公募を行い、審査を経て選定。

審査の結果により付帯条件、あるいは申請された計画の変更を求める場合がある。

審査結果に対する御意見には、対応致しかねます。

審査のポイント

審査のポイントは次のとおり。

(要件を満たしていないと判断される提出書類については、
審査対象外とし、不採択とする。)

- a. 交付規程や公募要領に定める各要件を満たす内容について記載されていること。
- b. 必要な書類が添付されていること。
- c. 書類に必要な内容が記載されていること。
- d. 事業を確実に実施できる資金調達に係る確実な計画を有していること。

各事業の審査項目については公募要領にてご確認ください。

- I. 事業の目的と性格
- II. 補助対象となる事業
- III. 補助対象事業の選定方法等
- IV. 応募に当たっての留意事項**
- V. 応募申請方法等

(1) 実施計画書の記載内容

提出した応募申請書の実施計画書（別紙1）に記載した内容については、協会の許可なく変更することはできない。

(2) 複数年度にわたる事業

①補助金の交付は、単年度ごとに交付申請を行う。

②補助金の交付決定を受けた年度の補助事業

当該年度の実施計画に記載した工事等の実績に応じた支払いを完了させ、これを確認できる成果品が納められていることが必要。

③二年度目以降の補助事業

政府において次年度に所要の予算措置が講じられた場合にのみ行いうるもの。次年度の見込み額に比較して大幅な予算額の変更や予算内容の変更等が生じたときは、事業内容の変更を求めることがある。

(3) 交付申請

採択された事業者は、補助金の「交付申請書」を提出する。
補助金の対象となる費用は、原則として、事業実施期間に契約・
発注、検収され、かつ当該期間中に支払が完了するものとする。

(4) 交付決定

協会は交付申請書の内容について審査し、補助金の交付が適当
と認められたものについて「交付決定」を行う。

(5) 事業の開始

補助事業は協会からの交付決定を受けた後、開始する。

(交付決定前の契約・発注に係る経費は、補助対象外となるので、
ご注意ください。)

補助事業の適正実施確認のため、事業実施期間中、必要に応じて
現地調査等を実施することがある。

(6) 補助事業の計画変更等

補助事業の内容に変更が生じる可能性がある場合、必ず事前に協会担当者まで相談のこと。事業内容あるいは補助金額の変更を伴う場合は、協会の事前承認を受けることが必要。必ず事前に協会へ相談ください。

(7) 完了実績報告及び書類審査等

当該年度の補助事業が完了（支払が完了したことを指す）した時は、完了後30日以内又は事業実施年度の3月10日のいずれか早い日までに完了実績報告書を協会宛に提出。

協会は、書類審査及び必要に応じて現地調査等を行い、事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を決定し、補助事業者に交付額の確定通知を行う。

(8) 補助金の支払い

補助事業者は、協会から交付額の確定通知を受けた後、精算払請求書を提出。その後、協会から補助金を支払う。

(9) 不正に対する交付決定の解除等

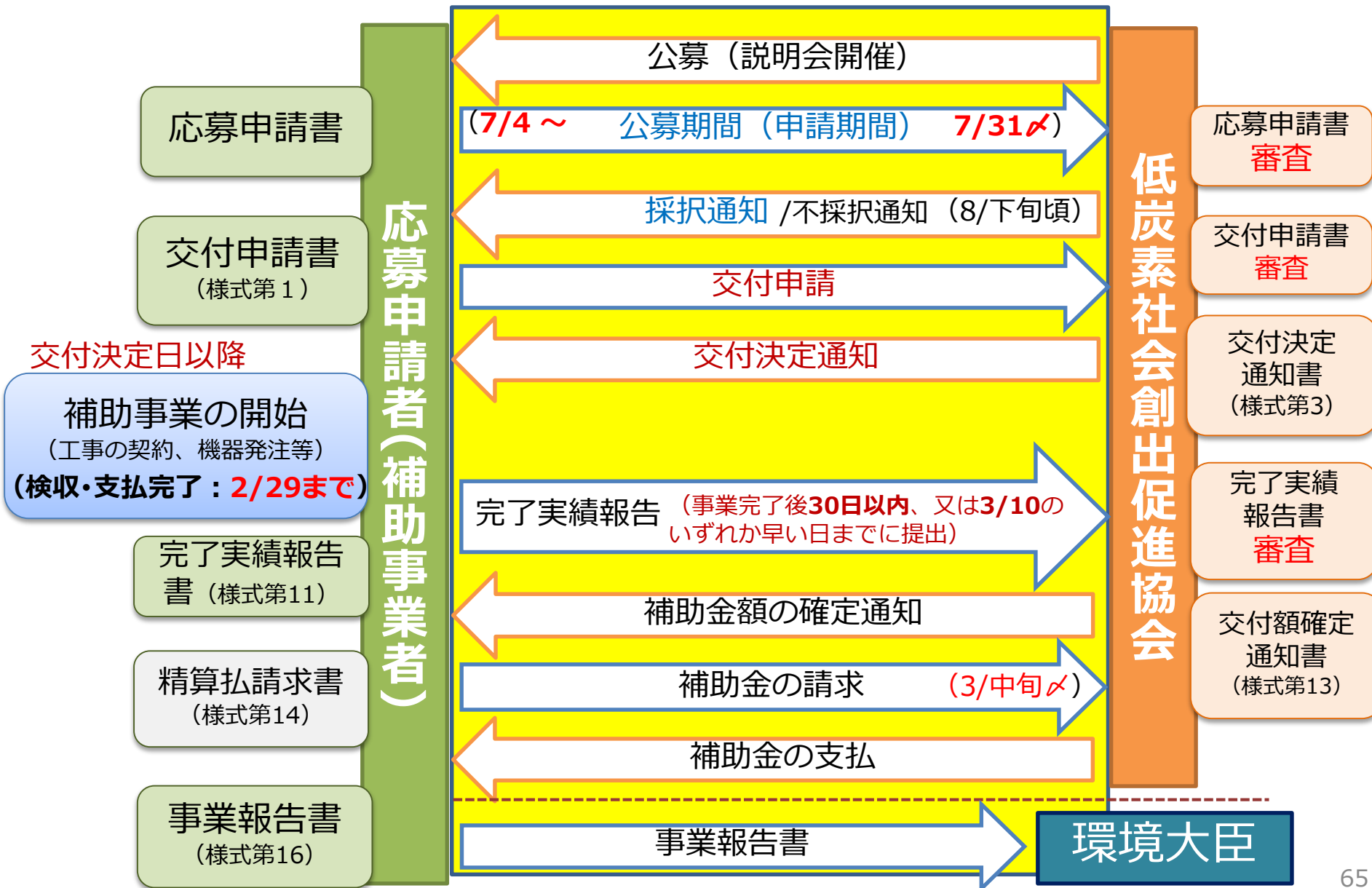
応募書類に虚偽の内容を記載した場合等においては、事業の不採択、採択の取消、交付決定の解除、補助金の返還等の措置をとることがある。

(10) 事業報告書の提出

補助事業者は、補助事業完了の日の属する年度の終了後3年間の期間について、年度ごとに年度の終了後30日以内に当該補助事業による過去1年間（初年度は、補助事業を完了した日から3月末までの期間）のエネルギー起源二酸化炭素削減効果等について、事業報告書を環境大臣に提出。

応募申請から補助金支払いまで

応募申請・採択・交付申請・交付決定から事業開始・補助金支払まで



- I. 事業の目的と性格
- II. 補助対象となる事業
- III. 補助対象事業の選定方法等
- IV. 応募に当たっての留意事項
- V. 応募申請方法等**

複数事業の応募

「自立・分散エネ」、「配電網地中化」と「脱炭素交通」の各設備等導入事業については、それぞれ事業を組み合わせることで応募することができる。

この場合、事業ごとにそれぞれの事業の要件に則って審査を行い、加点措置を講じる。

ただし、審査結果により、ひとつの事業でも不採択となった場合は、他の事業についても不採択となる。

複数事業の応募

設備等導入事業 組合せのパターン（3パターン）

①

1. 自立・分散工ネ



2. 配電網の地中化

②

1. 自立・分散工ネ



3. 脱炭素交通

③

1. 自立・分散工ネ



2. 配電網の地中化



3. 脱炭素交通

※「配電網の地中化」事業と「脱炭素交通」事業を
組合せて応募はできない。

複数事業に応募する場合の提出様式

複数の事業を組合せて申請する場合、**作成・提出する様式**は次の通り。

- ① 自立・分散工ネ+配電網の地中化事業の組合せ
- ② 自立分散+脱炭素交通事業の組合せ
- ③ 自立分散+配電網の地中化+脱炭素交通事業の組合せ

様式1：「自立・分散工ネ」の様式に、申請するすべての事業名を記載し、1枚にまとめて作成。

別紙1（実施計画書）、別紙2（経費内訳書）：事業ごとに作成。

複数事業の応募

計画策定事業 については、同一事業者が同一地域で実施するひとつの事業では、複数事業に同時に応募することはできない。

同一事業において複数の補助対象事業を計画策定する場合は、「自立・分散エネ」の計画策定において「配電網地中化」や「脱炭素交通」も含めた全体計画を策定することとする。

応募申請書類

①提出が必要となる書類は、様式 1 に記載するとおり。

1. 実施計画書（別紙 1）及び、記載事項に係る根拠資料
2. 経費内訳（別紙 2）及び、記載事項に係る根拠資料
3. 応募者の業務概要及び定款又は寄附行為
4. 応募者の経理状況説明書（直近 2 決算期の貸借対照表及び損益計算書）
5. その他参考資料

提出する申請書類は各事業ごとの「応募申請書提出書類一覧」に沿って確認し、提出ください。

②複数事業に応募する場合は、事業ごとに応募申請書の実施計画書及び経費内訳(別紙1及び2)を提出ください。

③応募書類のうち、様式 1、別紙 1、別紙 2 は必ず協会のホームページの電子ファイルをダウンロードして作成ください。

応募申請書類

- ④ 審査過程において、電話又は電子メールでヒアリングを実施する場合がある。その場合、追加書類の提出をお願いすることもある。

- ⑤ 「個人情報」の取り扱いについては、別紙2「個人情報のお取り扱いについて」に同意いただき応募申請ください。

公募期間

公募期間

令和 元（2019）年7月4日（木）から7月31日（水）

提出期限

令和 元（2019）年7月31日（水）17:00必着

※期限を過ぎて到着した申請については、遅延が協会の事情に起因しないものについては、受理しない。

提出部数

- ① **応募申請書類（紙）16部（正本1部、副本15部）**を提出。
（ファイリングは不要。提出書類の番号順に2つ穴を開け、綴じ紐かダブルクリップで綴じてください。）
- ② 上記①の当該書類（正本と同じ内容）の電子データを保存した**電子媒体（CD-R又はDVD-R）1部**を提出。
（電子媒体には、応募事業者名と事業名略称を必ず記載ください。）

なお、提出いただきました応募書類は、返却しません。
必ず写しを控えておいてください。

提出書類と提出部数

例： 自立・分散エネ【計画策定】

1	2	3	4・5	6	7
<p>【様式1】 応募申請書 (印)</p> <p>(応募申請時 提出書類等一覧)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 正本には押印後の原本を添付。 ・ 電子データは押印後のPDFを保存 <p>※Excel様式 (ファイルを切り離さないこと)</p>	<p>【別紙1】 実施計画書</p>	<p>【別紙2】 経費内訳</p>	<p>4 事業を行う場所の図面</p> <p>5 補助事業全体のシステムフロー図</p>	<p>地域循環共生圏構築のための全体計画の資金の流れについてのキャッシュフロー図</p>	<p>ハード対策事業 計算ファイル</p>
8	9	10	11 (14)	12 (15)	13 (16)
<p>CO2削減効果の算定根拠</p> <p>「ハード対策事業計算ファイル」に記載する「年間エネルギー消費量」等の根拠資料を添付すること。</p>	<p>【別紙2】に記載した金額の根拠が分かる書類 (見積書等)</p>	<p>その他参考資料</p>	<p>11 事業概要</p> <p>申請者の業務概要がわかる企業パンフレット等を添付すること。</p> <p>共同事業者がいる場合は、共同事業者のものも添付 (14)</p>	<p>12 定款 または 寄付行為</p> <p>共同事業者がいる場合は、共同事業者のものも添付 (15)</p>	<p>13 経理状況説明書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 直近2決算期 貸借対照表 ・ 直近2決算期 損益計算書 <p>共同事業者がいる場合は、共同事業者のものも添付 (16)</p>

正本：1~10、11~16の書類の紙媒体を1部

副本：1~10の書類の紙媒体を15部

電子媒体：1~10と11~16の書類の電子データすべてを保存したCD-R又はDVD-Rを1部

※申請者が地方公共団体の場合は11~16に代え申請年度の予算書を提出すること。

提出書類と提出部数

例：自立・分散工ネ【設備等導入】

1	2	3	4	5・6・7	8
<p>【様式1】 応募申請書 (印)</p> <p>(応募申請時 提出書類等一覧)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・正本には押印後の原本を添付。 ・電子データは押印後のPDFを保存 	<p>【別紙1】 実施計画書</p>	<p>【別紙2】 経費内訳</p> <p>複数年度事業の場合は、以下の2種類の経費内訳を添付すること。</p> <p>①平成31年度分 ②複数年合計</p>	<p>「1. 自立・分散工ネ②【計画策定】事業」で策定した事業実施計画、もしくはそれと同等と環境省が認めた計画等</p>	<p>5 事業を行う場所の図面</p> <p>6 補助事業全体のシステムフロー図</p> <p>7 地域循環共生圏構築のための全体計画の資金の流れについてのキャッシュフロー図</p>	<p>ハード対策事業 計算ファイル</p>
<p>※Excel様式 (ファイルを切り離さないこと)</p>					
9	10・11	12	13 (16)	14 (17)	15 (18)
<p>CO2削減効果の算定根拠</p> <p>「ハード対策事業計算ファイル」に記載する「年間エネルギー消費量」等の根拠資料を添付すること。</p>	<p>10 設備のシステム図・配置図・仕様書等</p> <p>11 別紙2に記載した金額の根拠が分かる書類 (見積書等)</p>	<p>その他参考資料</p>	<p>13 事業概要</p> <p>申請者の業務概要がわかる企業パンフレット等を添付すること。</p> <p>共同事業者がいる場合は、共同事業者のものも添付 (16)</p>	<p>14 定款 または 寄付行為</p> <p>共同事業者がいる場合は、共同事業者のものも添付 (17)</p>	<p>15 経理状況説明書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直近2 決算期 貸借対照表 ・直近2 決算期 損益計算書 <p>共同事業者がいる場合は、共同事業者のものも添付 (18)</p>

正本：1~12、13~18の書類の紙媒体を**1部**

副本：1~12の書類の紙媒体を**15部**

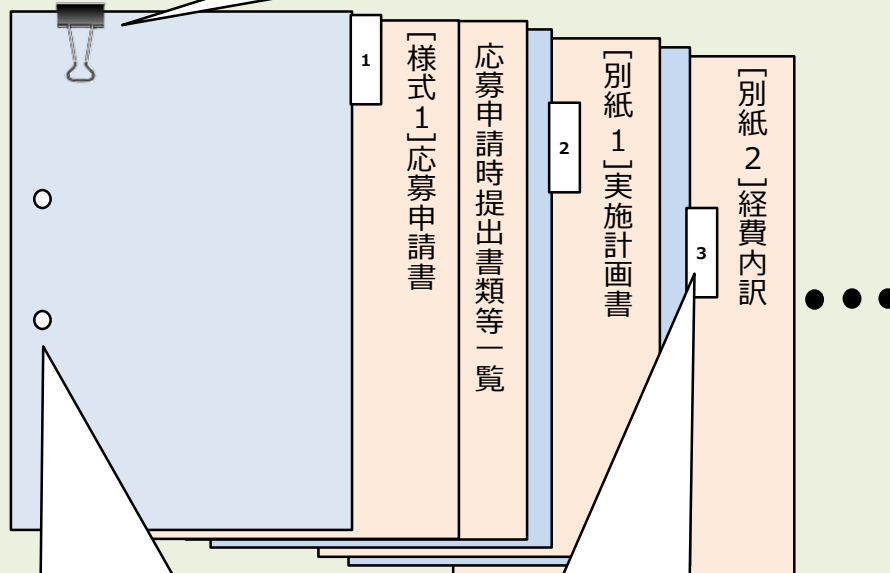
電子媒体：1~12と13~18の書類の電子データすべてを保存したCD-R又はDVD-Rを**1部**

※申請者が地方公共団体の場合は13~18に代え**申請年度の予算書を提出**すること。

提出書類と提出部数

<紙媒体>

ファイリング、ホチキス止めはしない。



パンチ穴をあけ、綴じひもか、ダブルクリップで綴じる。

あい紙にインデックスを付し、「応募申請時提出書類等」に記載の番号を記入し、番号順に整理してください。(書類には直接インデックスを付さないこと。)

<電子媒体>

事業名略称、応募申請者名を記入

自立・分散エネ
【導入】
○
(株) 低炭素

1,2,3はExcel形式（一連のファイル）で、ハード対策ファイル（**7**又は**8**）はExcel形式で、CO2削減根拠資料（**8**又は**9**）は作成した時の形式で保存すること。
※**1**は押印後のPDFも保存

提出部数

紙媒体: 正本1部、副本15部（コピー可）
電子媒体：1部

提出書類の確認

- ① 事業ごとの提出書類は、様式1に添付の「応募申請時提出書類等一覧」を確認してください。
(事業によって提出書類が異なります。)
- ② 「応募申請時提出書類等一覧」をコピーし、目次として様式1に添付してください。
- ③ 応募申請書類は、あい紙にインデックスを付し、「応募申請時提出書類等一覧」に記載の番号（資料が複数ある場合は、枝番）を記入し、番号順に整理してください。（書類には直接インデックスを付さないこと。）
- ④ 電子ファイルにも「応募申請時提出書類等一覧」に記載の番号を付け、番号順に整理してください。

応募申請時提出書類等一覧 1 自立・分散エネの【計画案定】

番号	提出書類	チェック欄
1	様式1 応募申請書(押印後の原本を提出し、電子データは押印後のEEDデータを保存すること。)	<input type="checkbox"/>
2	様式1別紙1 系統計画書(電子データはExcel形式のまま保存すること。)	<input type="checkbox"/>
3	様式1別紙2 経費内訳(電子データはExcel形式のまま保存すること。)	<input type="checkbox"/>
4	他家を行う場所の図面(設置場所と土地利用状況及び周辺建築物との位置関係や設置状況が分かる図面や写真、地図等)	<input type="checkbox"/>
5	補助事家全体のシステムフロー図	<input type="checkbox"/>
6	自立・分散型地球エネルギーシステムの構成及びその後の運用までの事家全体のキャッシュフロー図	<input type="checkbox"/>
7	ハード対策事家計算ファイル(電子データはExcel形式のまま保存すること。)	<input type="checkbox"/>
8	CO2削減効果の算定根拠資料(「ハード対策事家計算ファイル」に入力した「年間エネルギー使用量」や「炭素削減年数」の算定根拠・算出過程・引用元に係る具体的資料(電子データは作成したファイルの形式(Excel等)のまま保存すること。))	<input type="checkbox"/>
9	様式1別紙3に記載の金額の根拠が分かる書類(見積書、発注書等)	<input type="checkbox"/>
10	その他の資料	<input type="checkbox"/>
11	代表事家等の事家概要(企業パンフレット等)	<input type="checkbox"/>
12	代表事家等の尾款または事件行爲	<input type="checkbox"/>
13	代表事家等の経理状況説明書 (最近2ヶ年歴分の貸借対照表および振替対簿書)	<input type="checkbox"/>
14	共同事家等の事家概要(企業パンフレット等)	<input type="checkbox"/>
15	共同事家等の尾款または事件行爲	<input type="checkbox"/>
16	共同事家等の経理状況説明書 (最近2ヶ年歴分の貸借対照表および振替対簿書)	<input type="checkbox"/>
17	上記の全ての資料の電子データを保存したCD-Rもしくは DVD-R (上記資料2,3,7についてはExcel形式で、8については作成したファイルの形式のまま保存すること。)	<input type="checkbox"/>
別本	15冊(1~10の資料の写しを正本同様にインデックスを付して、綴じ込みで綴ること。)	<input type="checkbox"/>

**※資料11~16については、申請者が地方公共団体の場合には提出不要、
その代わりに申請年度の予算書を提出すること。**

封筒の宛先記載方法

応募書類とCD/DVDは封筒に入れ、宛名面に**応募申請者名**及び**平成31年度脱炭素イノベ『〇〇〇【略称】』****応募申請書**と**朱書き**で明記してください。

複数案件の応募申請を行う場合は、応募申請案件ごとに別の封筒に入れ、事業所名を朱書きする等、別案件であることが分かるようにしてください。

(例) 株式会社 ●●●
平成31年度脱炭素イノベ
「自立・分散エネ【導入】」
応募申請書 在中

- ①紙媒体
正本1部
副本15部（コピー可）
+
- ②すべての**電子データ**を保存したCD-R/DVD-R 1部

略称を記入

番号	補助事業名	略称
1	自立・分散型地域エネルギーシステム構築事業	自立・分散エネ【計画】
		自立・分散エネ【導入】
2	配電網の地中化による再エネの推進と防災能力の向上支援事業	配電網地中化【計画】
		配電網地中化【導入】
3	脱炭素型地域交通モデル構築事業	脱炭素交通【計画】
	A 電気自動車等を活用する事業	脱炭素交通【導入】
	B グリーンスローモビリティを活用する事業	グリスロ【導入】

提出方法と提出先

郵送又は持参

【提出先】

宛先：一般社団法人低炭素社会創出促進協会

住所：〒105-0001

東京都港区虎ノ門1-1-12 虎ノ門ビル6階

* 郵送の場合、**簡易書留等の記録が残る方法で送付**
してください。

お問合せ

電子メールにて、問合せ願います。

メール件名に、法人名及び事業名（略称）を必ず記入して下さい。

<メール件名>

【株式会社〇〇〇】事業名（略称）について 問合せ

例：【株式会社低炭素】 自立・分散エネ【計画】について問合せ

<問合せ先>

一般社団法人低炭素社会創出促進協会 国内事業部

メールアドレス：chiikienergy31@lcspa.jp

<問合せ受付期間>

令和 元（2019）年 7月 4日（木）から

令和 元（2019）年 7月24日（水）17時まで

※ 回答に時間を要することがありますので、早めのお問合せをお願いします。

更新履歴

更新日	頁	項目	更新内容
7月8日 Ver.1.0 初版			
7月9日 Ver.1.1	13	対象事業及び要件 (b)	「同時」を削除しました。
	73	公募期間	「7月4日(木) から」に改めました。
	81	お問合せ	「7月4日(木) から」に改めました。
7月10日 Ver.1.2	64	応募に当たっての留意事項	「(1.自立・分散エネ【計画】、2.①配電網地中化【計画】、3.①脱炭素交通【計画】の事業を除く)」削除しました。
7月22日 Ver.1.3	46	URL	更新しました。
	51	URL	更新しました。